

令和3年12月16日

デジタル大臣
牧島 かれん 様

一般社団法人 ICT CONNECT 21

会長 赤堀



一般社団法人 日本教育情報化振興会 会長 山西



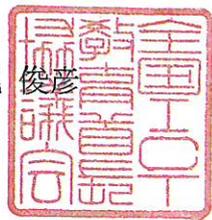
一般財団法人 日本視聴覚教育協会

会長 大久保



全国 ICT 教育首長協議会

会長 横尾



提言

高等学校 1 人 1 台 PC 端末・校内通信環境整備について

国、文部科学省、地方自治体の GIGA スクール構想推進によって、小・中学校の ICT 教育基盤は順調に確立されつつある。

一方、高等学校では、令和4年度からの新学習指導要領実施、「情報 I」必修化に向けた教育 ICT の整備が進められているが、各自治体の財政状況格差により、GIGA スクールの本来の構想とは言えないレベルでの整備が一部進められている状況が危惧される。

また、コロナ禍のさらなる長期化・深刻化が懸念される中、小・中学校では全学年オンラインや分散登校時のハイブリッド授業などで1人1台環境を活用できることに対し、高等学校では令和4年度、第1学年への端末整備が進んでいるものの、第2学年、第3学年では端末が未整備となる自治体も多い。学びの保障の観点からも、高等学校における全学年1人1台環境とオンライン授業環境の整備が急務である。そこで、内閣府の地方創生臨時交付金など、財政措置の活用を至急検討していただきたい。それによって、すでに高等学校全学年の1人1台環境を実現した自治体との格差もなくなると考える。

このような現状を踏まえ、一般社団法人 ICT CONNECT 21、一般社団法人 日本教育情報化振興会、一般財団法人 日本視聴覚教育協会、全国 ICT 教育首長協議会は、小・中学校からの ICT 教育の接続性を途切れさせることなく、誰一人取り残さない学びの保障、加えて高大接続、そして、来るべき Society 5.0 時代の複雑かつ多様な社会的課題を ICT 活用により解決できる人材育成を実現すべく、下記のとおり提言する。

記

提言 1. 1人1台 PC 端末整備について

[現状]

2021年3月12日 文部科学省通知で、スマートフォンでの端末整備は GIGA スクール構想の実現標準仕様書を満たさないと言及されているにもかかわらず、いまだ「高校生の使用端末はスマートフォンでよい」という意見を持つ自治体も見受けられる。確かに現在、全国で行われているオンライン授業では、Web 会議システムでの出席確認や講義が行われ、SNS などを使った課題送信や連絡ではスマートフォンでも事足りることが多い。しかし、データ分析、文献調査、レポート、プログラミング、デザイン、アプリケーションや作品制作など、小・中学校よりも高度な学びは、大学や専門学校、企業につながる高等学校としては、専門分野を学習することが不可欠であり、使用するソフトウェアの面からもスマートフォンでは実現が困難であり、PC 端末が不可欠である。

このように、オンライン授業を実施のためだけではなく、高等学校における様々な学習活動のために、PC 端末を導入することが望まれる。

令和 4 年度新入生から 1 学年ずつ導入を行い、令和 6 年度までに全学年端末整備を終える 3 か年計画を進める自治体も多いが、現在のコロナの再蔓延状態を鑑みれば、低所得世帯向けの整備支援で終わることなく、高等学校第 1 学年から第 3 学年全員を対象とした 1 人 1 台 PC 端末整備による、ハイブリッド授業に備える体制が必須である。

高等学校の端末購入においては、国からの補助金などの財政支援がないため、現在、安易に BYOD（個人端末持ち込み方式）で端末整備を前提にする自治体が多くある。しかし、BYOD は、実効性のない端末管理の蔓延、ネットワークへの不正侵入、端末の OS 保守期限切れや、ブラウザアップデートのし忘れによる致命的なセキュリティホール発生などの重大なリスクをはらんでいる。これを防ぐためには、MDM（端末管理やセキュリティ対策）管理された学校貸与方式での端末整備が必要になる。そのため、少なくとも自治体が主体として管理する BYAD（学校による端末機種・性能の完全指定方式）端末整備が必要だと考える。

[対策]

令和 4 年度の高等学校第 1 学年から第 3 学年全員を対象とした 1 人 1 台 PC 端末整備は、「スマホ整備ではないこと」を各都道府県の教育委員会に周知徹底すること。

コロナ対策として、早急に高等学校第 1 学年から第 3 学年全員を対象としたハイブリッド授業を可能とする環境の整備を行い、地方創生臨時交付金などの財政措置を活用するべく徹底した指導を行うこと。

高等学校においても小・中学校同様、学校貸与方式（端末持ち帰り容認）の採用を推奨すること。その採用が困難な場合においては、少なくとも MDM 管理された BYAD による端末整備の指示を行うこと。また、BYAD などで家庭負担させる場合は、個人所有端末からの個人情報取得・管理・データ活用に関するルールを策定・周知し、本人及び保護者への事前同意取得を都道府県に徹底させること。

提言 2. 校内通信環境整備などについて

[現状]

現在、小・中学校で進められている GIGA 端末が、校内ネットワークやインターネット回線が低容量なため十分に利用できない自治体が存在することから、高等学校においては、さらに高度な利用方法が考えられるため、高速ネットワークの導入が不可欠であると考えます。また、情報セキュリティの観点から、端末の持ち帰りを躊躇している自治体があることから、高等学校においてもセキュリティやフィルタリングの必要性が考えられる。

[対策]

1人1台 PC 端末環境を実現する高速安定な通信ネットワークの導入、ならびに、学校許可端末のみ校内ネットワークアクセス可能で、学習に必要な通信だけを可とする運用管理、さらに令和3年5月30日改訂「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に沿ったセキュリティ、システム・機器選定、運用管理方法について周知徹底すること。

MDM 管理、セキュリティ・フィルタリング対策費用、年度更新費用などの端末以外の予算の計上をあわせて行うこと。